

## 学校感染症による療養報告書の記入について

学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合、出席停止の措置をとります。以下の感染症にかかった時は、学校での感染拡大の防止の観点から出席停止となりますので、すみやかに学校に連絡をしてください。

第一種の感染症に罹患した場合は、「治癒証明書」を医師に記入いただき提出をお願いいたします。第二種、第三種の感染症に罹患した場合は、医師に「疾患名」「出席停止期間」「登校許可日（登校再開可能な日）」「発症日」を確認の上、「治癒報告書」を保護者の方が記入し担任まで提出をお願いします。

各書式は学校のホームページからダウンロードし印刷しご利用ください。

感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症性急性呼吸器感染症（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱の解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
第三種・その他の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症 等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、手足口病、帯状疱疹	医師により感染のおそれがないと認められるまで ※欠席の必要がない場合あり